

平成 29 年度 再々評価点検表（内部評価）

1 事業概要

事業名	淀川水系川西谷砂防事業	
担当部署	都市整備部河川室河川環境課砂防グループ（連絡先 06-6944-9302）	
事業箇所	豊能郡豊能町吉川	
再々評価理由	・再評価実施後 5 年間を経過	
事業目的	当該事業は、土砂災害から、府民の生命・資産を守るため、人家等に直接的に土砂災害を及ぼす恐れのある溪流について、砂防施設の整備を促進し、土石流等の土砂災害に備えるものである。	
事業内容	砂防堰堤工 1 基 堤高 H=13.0m 堤長 L=48.0m	
事業費 () 内の数値は 前回評価時点のもの	全体事業費：約 3.0 億円（約 3.0 億円）〔国：1.5 億円、府：1.5 億円〕 (内訳) 調査費等約 0.40 億円（約 0.40 億円） 用地費 約 0.17 億円（約 0.17 億円） 工事費 約 2.43 億円（約 2.43 億円）	【工事費の内訳】 堰堤工 約 2.43 億円（約 2.43 億円）
事業費の変更理由	変更なし	
維持管理費	必要なし	

2 事業の必要性等に関する視点

	【事前評価時点 H19】	【再評価時点 H24】	【再々評価時点 H29】	【変動要因の分析】
事業を巡る社会 経済情勢等の変化	○災害発生の危険度 人家等に直接的に 土砂災害を及ぼす恐 れのある溪流につい て、砂防設備の整備 を行い土石流等の土 砂災害に備える。 ○保全対象 人家戸数 7 戸 要配慮者利用施設 2 施設 国道 477 号 190m	○災害発生の危険度 人家等に直接的に 土砂災害を及ぼす恐 れのある溪流につい て、砂防設備の整備 を行い土石流等の土 砂災害に備える。 ○保全対象 人家戸数 8 戸 要配慮者利用施設 2 施設 国道 477 号 190m	○災害発生の危険度 人家等に直接的に 土砂災害を及ぼす恐 れのある溪流につい て、砂防設備の整備 を行い土石流等の土 砂災害に備える。 ○保全対象 人家戸数 8 戸 要配慮者利用施設 2 施設 国道 477 号 190m	
地元等の 協力体制等	要配慮者利用施設の対策として事業に対す る協力を得ている。		工事の円滑な進捗に向け、工事車両通行時の 調整等、事業に対し理解を頂いている。	

	【事前評価時点 H19】	【再評価時点 H24】	【再々評価時点 H29】	【変動要因の分析】
事業の投資効果 <費用便益分析> または <代替指標>	[効果項目] 人命保護 家屋被害軽減 公共・公益施設被 害軽減 [分析結果] B/C=3.28 B=8.95 C=2.73 [算出方法] 国土交通省河川局 砂防部 「土石流対策事業 の費用便益分析マ ニュアル」 (平成 12 年 2 月) [受益者] 土石流危険溪流被 害想定区域内住民 及び施設管理者	[効果項目] 左記に同じ [分析結果] B/C=3.63 B=9.69 C=2.67 [算出方法] 国土交通省河川局 砂防部 「土石流対策事業 の費用便益分析マ ニュアル」 (平成 24 年 3 月) [受益者] 土石流危険溪流被 害想定区域内住民 及び施設管理者	[効果項目] 左記に同じ [分析結果] B/C=3.78 B=11.08 C=2.93 [算出方法] 国土交通省水 管 理・国土保全局砂 防部 「土石流対策事業 の費用便益分析マ ニュアル」 (平成 24 年 3 月) [受益者] 土砂災害警戒区域内 住民及び施設管理者	
事業効果の 定性的分析 (安心・安全、活力、 快適性等の有効性)	[効果項目] 土砂災害による被 害の軽減が図れる。 要配慮者利用施設を 保全し、地域の安 全・安心を図る。	[効果項目] 左記に同じ	[効果項目] 左記に同じ	
事業の進捗状況 <経過> ①事業採択年度 ②事業着工年度 ③完成予定年度	①H20年度 ②H20年度 ③H24年度	①H20年度 ②H20年度 ③H28年度	①H20年度 ②H20年度 ③H30年度	用地境界確定に日数を費 やしたため
<進捗状況>		・用地 0% ・工事 0%	・全体 80% ・用地 100% ・工事 79%	
事業の必要性等 に関する視点	・用地境界確定に必要な民々境界の確定に当初の想定以上の時間を要したが、事業の必要性 について変わらないため、継続する。			

3 事業の進捗の見込みの視点

事業の進捗の見込みの視点	用地境界確定に必要な民々境界の確定に当初の想定以上の時間を要していたが、用地取得については完了している。また、工事については特に問題なく着手し、平成 30 年完成を見込んでおり、事業の必要性についても変わらないため、継続する。
--------------	---

4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	土石流の危険を回避するためには砂防堰堤の設置が必要不可欠であり、コスト縮減や代替案立案等の可能性の余地はないため、事業を継続する。
---------------------	---

5 特記事項

自然環境等への影響とその対策	砂防堰堤の施工において建設地の植生を傷めてしまうこととなるが、その範囲を最小限に止め、自然環境への影響を極力軽減する。一方、砂防堰堤が完成すれば、溪床、溪岸の侵食が防止されるため、堆砂敷より上流の樹木を保全できる。
前回評価時の意見具申（付帯意見）と府の対応	—
上位計画等	【上位計画】 「大阪府都市基盤整備中期計画（案）改定版」（H28.3）
その他特記事項	—

6 評価結果

評価結果	○事業継続 <判断の理由> ・当初の計画より進捗は遅れているが、用地取得後工事着手もすることが出来ており、平成 30 年度の完了を見込んでいる。また、事業の必要性については変化がないことから、事業を継続する。
------	--

平成29年度 再々評価 (淀川水系川西谷砂防事業)

事業箇所図



平面図



現況写真



標準断面図

